

(お知らせ)

令和3年2月4日

公益財団法人
京都市音楽芸術文化振興財団

京都府緊急事態措置等の発令に伴う利用制限等の延長について（通知）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、京都府に発令されている緊急事態宣言が令和3年3月7日まで延長されたこと、それに伴う京都府、京都市等の通知に基づき、各施設の利用制限の取扱いについて、下記のとおり延長しますのでお知らせします。

なお、今後の感染の動向のほか、政府等の対処方針の変更や専門家の知見等により、利用制限等を変更する場合があります。利用日時点での利用制限等が適用されますので、あらかじめご了承くださいますようお願い致します。

記

1 対象施設

京都コンサートホール，ロームシアター京都，各文化会館

2 期間

令和3年1月18日（月）～令和3年3月7日（日）

3 利用制限

（1）開館時間の短縮

開館時間を20時までに短縮する。

（2）収容率

屋内：各ホール及び各室の定員50%以下とする。

屋外：人と人との距離を十分に確保できる人数（できるだけ2m）

4 京都府緊急事態措置発令に伴う閉鎖時間帯における利用予約のキャンセル対応

令和3年1月15日付け財団お知らせ「京都府緊急事態措置発令に伴う施設の閉鎖時間帯（20時以降）における利用予約のキャンセル対応について」及び令和3年2月4日付け財団お知らせ「京都府緊急事態措置の延長に伴う施設の閉鎖時間帯（20時以降）における利用予約のキャンセル対応について」により取り扱います。